

水稲共済 全相殺方式

水稲共済は、自然災害等による減収に対し共済金が支払われる公的な保険制度です。近年多発する災害に備え、水稲共済にご加入ください。

収穫した水稲を JA 等の乾燥調製施設に出荷している方のほか、「青色申告」や「白色申告」関係書類により収穫量を確認できる方には、「**全相殺方式**」での加入をおすすめします。

●全相殺方式に加入できる方

- ・ 収穫した水稲を JA 等に出荷（粳摺りの依頼を含む）し、収穫量を確認できる農業者
- ・ 青色申告または白色申告を行っており、各関係書類で収穫量を確認できる農業者

●全相殺方式はこんな方におすすめ！

- ・ 高い補償割合で加入したい
- ・ 個人の収穫データによって引受収量を計算してほしい
- ・ 目視や坪刈りではなく、出荷データにより評価をしてほしい

●全相殺方式のポイント

<補償割合>

平年収穫量の最高9割を補償します。補償割合は9割、8割、7割の中から選択できます。農業者ごとの収穫量が補償する収量を下回った場合に、共済金をお支払いします。

<出荷データによる明瞭な引受・評価>

農業者ごとの出荷データ（出荷伝票又は青色申告書・白色申告書）を基に、引受収量の計算、減収量の算定を行います。

全相殺方式 9割補償の引受計算例



4筆、基準収穫量 2,500 kg の
作付けをおこなっている場合

<補償する収穫量>

基準単収 × 本年の作付面積 × 補償割合
500kg/10a × 50.0a × 9割 = 2,250kg

<補償金額>

補償収穫量 × kg 当たり共済金額
2,250kg × 187 円/kg = 420,750 円

<加入者負担共済掛金>

補償金額 × 掛金率 × 1/2(約半額を国が負担します)
420,750 円 × 0.672% × 1/2 = 1,414 円

併せて事務費賦課金(150 円/10a)をご負担いただきます。

過去の出荷量の平均値の

5 年中 3 年平均 10a 当たり収穫量

500kg/10a

●一筆全損特例

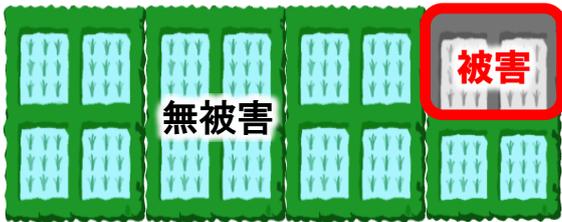
耕地ごとに全損被害が発生した場合、農業者単位で補償対象とならない場合でも、補償割合に応じて耕地ごとに最高7割の共済金をお支払いします。一筆全損特例は全ての加入者に適用されます。

※補償額は、加入者が選択した補償割合(9割~7割)により変動します。

●一筆半損特例

耕地ごとに半損以上の被害が発生した場合、農業者単位で補償対象とならない場合でも、補償割合に応じて耕地ごとに最高2割の共済金をお支払いします。

一筆半損特例の適用を受けるには、一筆半損特約の付与を申し込む必要があります。一筆半損特約にかかる加入者負担掛金は、標準的な加入条件で10a当たり約6.7円です。



一部の耕地に大きな被害を受けた場合に共済金をお支払いします。

水稲共済加入に合わせて一筆半損特約の付与をお申し込みください。

※補償額は、加入者が選択した補償割合(9割~7割)により変動します。

●ご負担いただく掛金等

掛金率は過去の事故率により計算されます。事故の多い方は高く、少ない方は安くなります。平均的な加入条件で、10a当たり433円の掛金等をご負担いただきます。

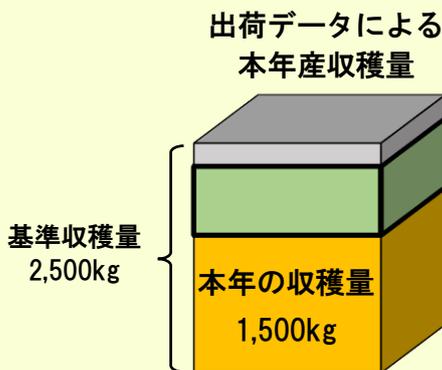
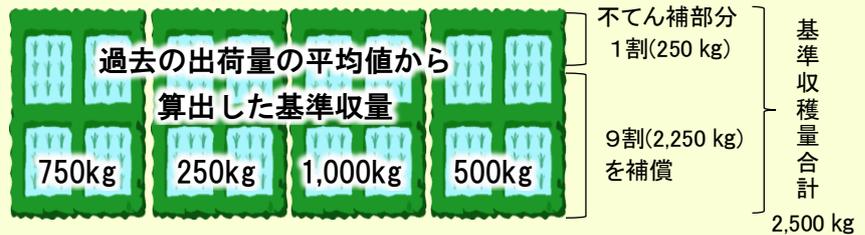
平均的な10aあたり補償額等(9割補償、基準収穫量500kg/10a、一筆半損特約付与)

補償額	共済掛金総額	農家負担掛金	事務費賦課金	農家負担額計
84,150円	565円	283円	150円	433円

※補償額、掛金は農業者個々の出荷実績や、事故状況により変動します。

全相殺方式 9割補償の共済金計算例

4筆、基準収穫量 2,500 kg の作付けをおこなっている場合



不てん補部分 (1割) 250kg
共済金支払対象 750kg

<支払対象となる減収量>

減収量合計 - 不てん補部分
1,000kg - 250kg = 750kg

$$\text{支払共済金} = \text{支払対象となる減収量} \times \text{kg単価} \\ 750\text{kg} \times 187\text{円/kg} = 140,250\text{円}$$